

事務局ご担当者さま

ご面倒をおかけしますが、高教組分会長または書記長へお渡しください(全1枚)

新潟高教組

10.28 国人勧速報②

2020年10月28日 全組合員配布

人事院は10月28日、国会及び内閣に対して、国家公務員の月例給について民間給与との較差が極めて小さいことから、改定を行わないと勧告しました。一時金の改定については10月7日に引き下げ勧告が行われています。

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、勧告の基礎となる民間給与実態調査が例年より時期が遅れていたため、**2回に分けて実施**されることとなりました。新潟県も国同様に一時金を先行勧告(引き下げ)、今後月例給に係る勧告を行う予定となっています。地方段階のたたかひに移行することとなりますが、この人事院勧告が人事委員会勧告に与える影響等を分析し、わたしたちの要求を人事委員会勧告に反映させるためのたたかひを積極的に展開していく必要があります。

【報告のポイント】

月例給改定なし

1. 民間給与との比較

○約12,000民間事業所の約43万人の個人別給与を実地調査(完了率80.2%)

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○民間給与との較差 △164円(△0.04%)

2. 改定方針

○民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない

〈参考〉(10月7日勧告)

【ボーナスの改定】

民間の支給割合(4.46月)との均衡を図るため引き下げ 4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

【「公務員人事管理に関する報告」のポイント】

1. 新型コロナウイルス感染症にかかる人事院取組

(1) 動画やSNSを活用した情報発信などによる人材確保活動

(2) 研修の見直し (3) 防疫等作業手当支給措置

2. 人材の確保及び育成

(1) 就職氷河期世代を対象とした選考試験実施 障害者雇用について関係各方面の意見

3. 勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正 (2) ハラスメント防止対策 (3) 仕事と家庭の両立支援

(4) 心の健康づくりの推進等 (5) 非常勤職員の適切な処遇の確保

4. 定年の引き上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

(1) 定年を段階的に65歳に引き上げるための措置が早期に実施されるよう改めて要請

(2) 人事業過の結果を任用、給与等に適切に反映するため、俸給表の在り方等について検討

私たちの生活を守ろう！！

指示第62号「一時金引き下げ勧告に対する抗議 FAX 行動のとりくみ」の徹底をお願いいたします。